

令和元年度

平川市議会議員研修視察

報 告 書

研修視察テーマ

- (1) 除雪機械運行管理システムについて
(福島県喜多方市)
- (2) 議会基本条例の制定と議会改革の
取り組みについて (山形県米沢市)

令和2年1月29日

平川市議会

葛西 勇人

1. 研修視察期間

令和2年1月15日（水）～16日（木）

2. 参加者名簿

議席番号	名前	議席番号	名前
1	葛西 勇人	10	
2		11	
3		12	
4		13	
5		14	
6		15	
7		16	
8		議会事務局	
9		議会事務局	

3. 研修内容

(1) 除雪機械運行管理システムについて

1) 研修日時

令和2年1月15日（水） 14:00～15:30

2) 研修場所

福島県喜多方市

3) 研修目的

市民からの苦情が多い冬期間の除雪作業について、除雪機械運行管理システムを導入し、市民からの問い合わせに対して、迅速な対応や除雪作業の効率化を図っている先進地を研修視察することで、当市の除雪対策に対し、政策提案等をするを目的とする。

4) 研修結果

- ・GPS機能を使った除雪機械運行管理システム導入により、除雪状況の見える化による市民への迅速な回答ができ、また除雪作業の効率化により、除雪時間の短縮が図れることは、市民サービス向上という意味では大きな効果だと考えます。
- ・また、合わせて除雪作業に連動して日報作成や集計処理ができるなど、市、業者ともに大きなメリットがあることも分かりました。
除雪事業費の進捗状況把握、また不正防止などのメリットがあることも分かりました。
- ・本システム導入の費用対効果としては大きいと考えますが、今後一連の除雪作業全てを民間事業者へ委託する「包括的民間委託」も検討しているとのことなので、その場合の費用対効果がどうなるのか、興味があるところです。

除雪機械運行管理システムと包括的民間委託のどちらが費用対効果が大きいのか、見極めた上で当市への導入も検討すべきと考えます。

5) 詳細

詳細 1 をご参照ください。

(2) 議会基本条例の制定と議会改革の取り組みについて

1) 研修日時

令和2年1月16日(木) 10:00～11:30

2) 研修場所

山形県米沢市

3) 研修目的

これまで議会では議会改革として、インターネットを利用した会議の公開やタブレットによるペーパーレスに取り組んできた。今後、議会の最高規範である議会基本条例を制定し、さらなる議会改革に取り組むため、先進地を研修し、各議員の資質の向上を図ることを目的とする。

4) 研修結果

- ・米沢市議会視察から、議会改革の本質は「議会自身の意思表示」すなわち議会の存在感をきちんと示すことにあることを学びました。
平川市議会の課題を考えると、理事者側から情報がなかなか上がってこない、理事者側から議会日程削減を求められるなどの原因を考えると「議会の意思表示」がなされていないことに根本原因があるのではないかと考えます。
- ・米沢市の議会基本条例は、市民のための議会が機能するための活動内容が明確に示されており、その定められた事項を実施しなければならないという市民と議員との契約であります。やりたい時にやって、やりたくない時にやらない、ということではできません。
従って、議員は勉強してスキルアップをしていかななくてはならないし、また、パートナーである議会事務局の質向上も不可欠であります。
そういう意味では、議会基本条例制定は、「属人的議会」を脱却し、議会、すなわち議員の品質維持・向上のために不可欠と考えます。
- ・米沢市議会では、議会基本条例制定により大きな成果が出ています。
例えば、①当局側より情報が議会に迅速に上がるようになった、②当局側と議会事務局の人事交渉ができるようになった、③中学校出前市議会により中学生の議会への認識が広がり、山形県内の18～20歳の投票率が米沢市が1位になった。そして、何より市民から「政務活動費をもっと上げてもいいのではないか」などの意見も出て、市民から期待される議会になっていることであります。
- ・私は、市民に期待され、かつ政策提言できる平川市議会に今後進化して行かなければならないと考えています。

今後「議会の意思表示」をどのように実現していかなければならないのか、市民の期待に応えられる議会をどのように創っていかなければならないのかを考えるにあたり、今回の視察はとても有意義でした。

5) 詳細

詳細 2 をご参照ください。

【詳細1について】

1. 視察先
福島県喜多方市
2. テーマ
除雪機械運行管理システムについて
3. 対応者
 - (1) 議会事務局
齋藤事務局長、小野（司会者）
 - (2) 建設部建設課
小原井管理係長、山内主査
4. ご報告
 - (1) 喜多方市の概要（齋藤事務局長の挨拶から）
 - ・平成18年1月に1市2町1村の対等合併で誕生。（平川市と同じ）
 - ・面積：555km²
 - ・人口：約55,000人（平成18年1月時点）→約47,000人（現在）
※年間約700名減少している。
 - ・名物：喜多方ラーメン、日本酒（11の酒蔵あり）
 - ・観光：枝垂桜のトンネル（旧国鉄廃路線活用）、ひまわり
※年間約180万人の観光客がお見えになる。
 - ・積雪：例年50～60cm降るが、今年は極端に少ない。
 - (2) 除雪延長、除雪機械台数について
 - ・喜多方市の面積：555km²（宅地面積：14km²。それ以外は森林、農用地）
 - ・市道：1,035km ⇒除雪延長：758km、歩道延長：145km
 - ・除雪機械台数：266台
 - (3) 除雪機械運行システム導入までの経緯について
 - ・市民からの除雪作業実施の状況に対する問い合わせに対して、状況を確認するのに時間を要するため、迅速な対応に苦慮していた。
また、受託者が作成する作業日報や請求書の確認や予算執行状況の把握にも時間を要していた。
 - ・そのような状況をふまえ、市民サービスの向上と事務の効率化を図る観点から、平成26年度に、除雪作業に連動して日報作成や集計処理ができる除雪機械運行管理システムを搭載したスマートフォンを、市が所有する一部車両5台で使用し、検証事業を実施した。
検証の結果、効果が期待ができることから、平成27年度より直営及び委託車両250台にシステムを導入した。
 - (4) システム開発の会社名、経費（導入時・ランニングコスト）について
 - ・会社名：アジア航測株式会社福島支店（コンサルタント会社）
 - ・導入：平成27年度
 - ・導入費：18,900,000円
 - ・運用費：約9,000,000円/年
 - ・業務概要：システム構築一式、システム利用一式、スマートフォン250台
 - ・運用期間：5年間
 - ※一般競争入札にて業者を決定した。
 - (5) 除雪機械運行管理システム導入の効果について
【喜多方市の効果】
 - ・リアルタイムで除雪車両の現在位置が地図上に表示され、車両出動状況を把握できるようになり、市民からの問い合わせに迅速かつ正確に答えることができる

ようになった。

- ・作業時間が表示されるため、正確な除雪実績を把握できるようになった。
- ・国県道除雪委託路線について、県へ報告するデータが自動作成されるため、事務コストが低減された。
- ・日報の検証事務の軽減が図れた。
- ・補正予算時の予算執行状況の把握に要していた時間を大幅に削減できた。

【除雪業者の効果】

- ・タコグラフ未設置機器への設置費用が不要となり、業者の経費削減が図れた。
- ・受託業務の日報作成事務が軽減された。

(6) 除雪機械運行管理システム導入後の住民の反応について

- ・住民から特に反応はなかったが、行政区長からの問い合わせにリアルタイムで回答が可能となったことから、苦情が少なくなった。

(7) 住民からの苦情・要望はシステムに反映されるような仕組みなのか？

- ・現行のシステムではありません。

(8) 除雪機械運行管理システムに関する除雪業者の反応について

- ・日報、請求書の作成が楽になった。
- ・スマートフォンを操作するという手間が増えた。
- ・除雪中の位置情報が分かるため、監視されているようだ、等の声があった。

(9) 除雪機械運行管理システム導入にあたり、苦慮したことについて

- ・除雪オペレータにはスマートフォンの操作を、事務担当にはシステムの操作説明が必要となるため、可能な限り簡単な仕組みやシステムにするように、検討を重ねた。

(10) 過去の年間除雪費用額について

- ・喜多方市

(単位：百万円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額（合計）	701	978	496
委託料＋借上料	461	750	188
待機料	45	26	92
機器修繕費他	195	202	216

- ・平川市（参考）

(単位：百万円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
決算額	281	218	273

(11) 除雪の契約方法について、契約先は事業者単体もしくはJVか。内容は時間あたり、延長あたりか、もしくは請負式か。

- ・契約先：事業者単体（業者数86社）
- ・内容：時間あたりの支払
- ・備考：基本待機保証費（人件費）、機械維持保証費（機械拘束料）あり

(12) 委託業者と直営の割合について

(単位：台)

地区名	直営 (職員、臨時職員)	貸付 (委託業者)	民間借上
喜多方地区	4	6	131
熱塩加納地区	5	6	12
塩川地区	4	0	37
山都地区	7	5	13

高郷地区	5	9	4
計	25	26	197

(13) 平坦地の平均降雪量及び積雪の雪質について

- ・ 1 2月1日～3月15日（150日間）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
最大降雪量（1日）	29 cm	38 cm	20 cm	29 cm
年間降雪量	314 cm	518 cm	165 cm	333 cm

- ・ 雪質：降雪時、気温が高めの場合は湿った雪となり、除雪に時間を要する。

(14) 消融溝基本計画の策定について

- ・ ありません。

(15) 除雪作業の出動指示はどなたが行うのか。また、システムとどのように関連されるのでしょうか。

- ・ 直営及び貸付：職員でパトロールを実施し、出動を判断する。
- ・ 民間借上：自主判断での出動。（出動は、路上積雪深が15cm以上）
- ・ 除雪システムからの一斉出動の指示については、現行システムでは対応をしていません。

(16) 排雪の実施基準について

- ・ 平川市と同様に、市のパトロールや除雪業者・住民からの情報により現地を確認。その上で実施を判断する。

(17) 除雪出動基準は15cm以上の積雪とありますが、季節外れの初雪や春の雪にも対応されていますか？

- ・ 喜多方市では、除雪の契約期間を11月15日から3月31日までとしている。期間外の積雪時には、市の除雪機械及び運転手で対応できる場合は市で対応する。

(18) 喜多方市「平成30年度除雪計画書」内の除雪事業実施方針において、「地域住民の要求レベルが高度化してきている」とあります。行政区長が取りまとめて除雪の要請がされるとのことですが、具体的な要望についてお知らせ願います。

【要望例】

- ・ もっと早く除雪をしてほしい。
- ・ もっと広く除雪をしてほしい。
- ・ 少子高齢化で、今まで地元住民で除雪していた箇所について、除雪路線に加えてほしい。
- ・ 自分の地区の除雪の優先度を高めてほしい。

(19) 住民へ危険な箇所などへ目印を設置するよう各自で予防策をとるようホームページで促していますが、実態はどのようになっていますか。

- ・ 行政区や住民の方で、測量ポール等で目印を設置している。
- ・ 除雪実施期間前に行政区長と除雪業者で打ち合わせを実施し、危険な箇所について情報を共有している。

(20) 除雪作業後の各家庭玄関等にある置き雪対策を行っていますか。

- ・ 行っていません。住民に協力してもらって排雪を実施している。

(21) 高齢者1人世帯及び障がい者世帯に対し支援を行っていますか。

○高齢者世帯等除雪支援事業

【対象】

- ①以下のいずれかに該当する方で構成する世帯
 - ・ 65歳以上の方

- ・身体障がい者手帳を所持されている方
- ・療育手帳を所持されている方
- ・精神障がい者保健福祉手帳を所持されている方
- ・要介護（要支援）認定を受けている第2号被保険者の方
- ・小学生以下の児童

②小学生以下の児童を養育するひとり親世帯

【内容】

- ・居住する家屋の周辺および敷地内の通路確保等日常生活を維持できる範囲の手作業による除雪
- ・除雪機械を使用した除雪
- ・屋根の雪下ろし

【利用券】

- ・作業員1名につき30分の除雪支援として、1枚1,060円の利用券を交付。
- ・居住地域（平地、山間地、豪雪地）により、支援時間と利用券交付枚数が異なる。

【利用者負担】作業員1人30分あたり

- ・手作業の場合：120円（市補助額：1,060円）
- ・除雪機械の場合：370円（市補助額：1,060円）
- ・雪下ろしの場合：540円（市補助額：1,060円）

(22) 雪捨て場（県管理の河川敷）から遠いところにお住まいの方等からの苦情はありませんか。あった場合どのように対応をなされますか。

- ・苦情はありませんでした。

(23) 管理システムも含め、除雪事業実施における現在、これからの課題についてお知らせください。

- ・除雪オペレータの高齢化、担い手の不足。
- ・市有除雪機械の維持。
- ・除雪システムの見える化（市民への運行状況公開）の検討。
- ・包括的民間委託ということで、除雪業務自体を民間会社に一手に引き受けてもらうということも現在検討中。

(24) 質疑・応答

1) 除雪作業時間の時間は決まっているのか。

→午前3時から8時までが原則となっている。出勤時間などを考慮。ただし、3時の時点で出勤基準：路上積雪深15cm以上に達していないが、雪が降って達しそうな場合は、業者に連絡をして待機をしていただく。もし出勤時間になった場合（8時以降）は、除雪作業をストップさせる。車と歩行者の往来が少なくなった時点で日中の除雪作業を再開する。

2) 基本待機保証費について

→人件費と機械拘束料の2本立て。
 →人件費について、時間は19時から翌日7時まで委託者を拘束するということになる。ただし、12時間あるがその中の1時間は休憩時間となるので、基本は11時間が基本の時間帯となる。これに前年、前々年の積雪量を加味して拘束日数（目安）を定め、さらに福島県で決めた最低賃金をかけた金額を、待機保証費の金額としている。
 →雪が降らなければ、待機保証費を満額受け取れるが、降ればそれが減っていき、それ以上になれば待機保証費より除雪作業費が上回ることになる。

3) 大雪時に、ある業者の除雪が遅れている場合、他の業者を向かわせるなどの柔軟な対応をとっているのか。

→まず業者に連絡をして、それでも遅くなる場合は市有機材を向かわせる。

4) 業者の不正などの事例があるのか。その場合の対応はどうしているのか。

→除雪路線付近の駐車場があり、そこを民間会社から除雪を依頼されている場合、その駐車場もやった上で除雪路線に戻るケースで、民間会社からもお金をもらい市にも請求することができたが（実際は確認されていない）、このシステムではGPSで監視しているので分かる。従って、業者には他に依頼されている場所の除雪に入った場合は、スマートフォンを切るように指導している。

5) 市直営路線はどのくらいか？

→市直営路線は、1、2級の市道をやっている。1級市道：103km、2級市道：131kmとなり、市有除雪機器では1級市道の除雪を実施している。

→平川市での市直営路線は約300kmで、主要道路が約130kmで年間300億弱なので、喜多方市が約3～4倍と考えると年間除雪費用額は同じと考える（平成30年度を除いて）。

→包括的民間委託した場合の費用については、現在試算中。

【詳細2について】

1. 視察先
山形県米沢市
2. テーマ
議会基本条例の制定と議会改革の取り組みについて
3. 対応者
 - (1) 市議会議員
鳥海議長、山田副議長、相田議会運営委員長、中村議会運営副委員長
 - (2) 議会事務局
三原事務局長、細谷事務局次長、渡辺（司会者）
4. ご報告
 - (1) 米沢市の概要（鳥海議長の挨拶から）
 - ・面積：550km²（そのほとんどが中山間地域。平野部に人口が集中。）
 - ・人口：約98,000人（Max時点）→約80,000人（現在）
 - ・名物：米沢牛
 - ・その他：山形大学工学部あり。帝人(株)発祥の地（現在、米沢市で有機ELを研究。）
2年前に東北中央道が開通し、企業誘致が進むと同時に、交流人口も増加している。
 - ・積雪：多い時で9m降るが、今年は極端に少ない。（スキー産業に打撃！）
 - (2) 議会改革、議会基本条例について
 - 1) 議会基本条例制定の意義
 - ・「議会自身の意思表示」である。
 - また、「定められた事項を実施しなければならないという市民との契約」でもある。
 - 2) 議会改革の取り組みの経緯
 - ・議会運営委員会や、各常任委員会の行政視察等で訪問した先進議会の取り組みを参考として、米沢市議会としても実施できるものから積極的に取り入れた。
 - また、米沢市の財政状況を考慮した中で、なるべくお金のかからないものから実施した。
 - ・議会改革の主なものとして、平成24年12月定例会において全会一致にて議会基本条例を制定し、平成25年8月1日から施行された。
 - 議会基本条例は、「議会における最高規範」に位置付けられ、議会改革の中身については条例の主旨・理念に沿って実施をされている。
 - 3) 議会改革の検討を行った組織について
 - ・現在は、議会運営に係るものについては議会運営委員会が中心。
 - 内容によっては、議会広報広聴委員会が検討。
 - ・当時、議長の諮問機関として、以下の委員会が設置されていた。
 - ①議会基本条例検討委員会（平成23～24年）
 - ②財政健全化検討委員会（平成27年）
→当時、財政状況が厳しい状況であったため。
 - ③議会定数・報酬検討委員会（平成27～28年）
→定数は24名のままとしたが、報酬と政務活動費は見直した。
 - 4) 議会改革の議員間の合意方法について
 - ・議員の意識として、常に「開かれた議会」を目指そうとの共通理解（認識）があり、議会事務局がそのサポートを行った。
 - 議会基本条例（第2条）議会の活動原則を参照。
 - ・議員間の合意方法について、各派代表者会や議会運営委員会で議論をして合意をしたが、新たな改革の議員間の合意にあたっては、その場合に応じて全員協議会や、議会広報広聴委員会の全体会などでの検討が想定されている。
 - 例えば、議会報告会や中学校出前市議会、など

- 5) 議会改革における政務活動費の収支報告書の公開について
- ・公開日や公開の方法について、「情報公開請求による公開」並びに「ホームページによる公開」（公開日：交付翌年度の7月頃）を実施している。平成28年度分の収支報告書分からは、領収書も含めて公開をしている。なお、平成28年度分より以前のものは、議会事務局にきていただければ、「閲覧」可能となっている。
 - ・公開に至った経緯について、より「開かれた議会」を目指そうと議員より提案があった。これは、平成27、28年度において、議員定数・報酬検討委員会から議長への答申にも盛り込まれた事項である。見直しの内容は以下の通り。
→報酬：月額25,000円減額
政務活動費：月額23,000円を30,000円に増額
 - ・公開について議論した際の意見や公開後の反応について、議会運営委員会で決定いただく前に、十分各派内で議論した結果、より「開かれた議会」を目指すという主旨もあり、議会内で公開への反対は特になかった。また、公開後のマスコミ等の反応は良かった。
- 6) 議会改革における議案の賛否公表について
- ・平成25年12月定例会分より、「議会だより」において公表をすることにした。なお、議案全てではなく、賛否が分かれたものだけを公表している。
 - ・どのような語り方をして賛否を特定しているかについて、定例会最終日に、各会派に対して「議案の賛否一覧表」を配布して、閉会後に事務局に提出をしている。
- ※参考
本会議場では、基本的に簡易採決、起立採決の方法を採用している。
- 7) 議会改革における一般質問について
- ・一般質問の方法は、「一括質問、一括答弁」を採用している。具体的には、通告に基づき、1回目は演壇（議員・執行部ともに質問と答弁をおこなう）から、2回目は質問席より行う。また、2回目以降は、議員は質問席、執行部は自席より、一問一答方式にて行う。
 - ・全般的な申し合わせ等の内容については、定例会時のみ行う。また、質問時間は、執行部の答弁を含め1時間以内。ただし、3月定例会においては、市長の市政運営方針等に対する代表質問が行われるため、その分を減らして30分以内とする。
- ※参考
代表質問については、会派所属人数による時間制となっており、6人以上の会派（現在2会派あり）は2時間以内、それ以外は90分以内としている。
- ・質問回数について、均等に行えるなどの申し合わせで、各定例会における人数の制限は設けていない。一定例会あたり4日間を設定し、最大21人（正副議長、議会選出監査委員を除く）が一般質問ができる。
- 8) 議会改革におけるペーパーレス会議システムの導入について
- ・ペーパーレス会議システムを平成29年6月から試験導入。7月から本格運用。
 - ・活用の方法について、議員分24台のタブレット端末についてはLTEモデルのノートPCを導入し、議会活動、議員活動、政務活動への利用を行っている。また、メールやカレンダーの活用、災害時の連絡や情報共有などでも活用を行っている。行政視察での利用については、事前に訪問先より資料を頂き掲載することにより、事前に勉強をして訪問をしている。
 - ・導入経費（イニシャル）は、初期設定費用、操作講習会費用、タブレット型端末の調達費用、無線LAN設備の設置費用等で、3,116,556円（税込み）。ランニングコストは、会議システム使用料、サーバー容量追加費用、通信サービス費等で、月額193,795円（税込み）。

- ・ペーパーレス会議システム導入の効果、議員の反応、事務局の反応としては、「紙資料の削減」、「各種資料の共有」、「会議進行の効率化」、「カラー資料、動画の閲覧」、「議会活動の質の向上と議会運営の効率化」等が図られている。
- ・機器（ソフト）選定にあたり苦慮したことなどについて、タブレット端末購入は、先進議会や最近購入した議会では、そのほとんどがリースであるが、米沢市議会では、「Lenovo社製YOGABOOK」をリースではなく一括購入した。
なぜなら、米沢市にNEC製ノートPC製造会社があり、Lenovo社が関連企業であること、並びに同社製PCを米沢市のふるさと納税返礼品として扱っていたため（ふるさと納税がMax時30億円あった時、その8割がPCであった）。
- ・ペーパーレス会議システム導入以前から、会議開催等の通知や諸連絡は電子メールにより行っていたが、導入時に、各々の端末に割り当てるGoogleアカウントを取得した。そのことにより、議会事務局からの電子メールは全て「Gmailアドレス」に統一し、議員においてはタブレット端末を開くことなくスマートフォンでも通知を確認できるなど、各自で工夫をして活用して頂いている。

9) 議会改革におけるインターネットを活用した会議映像配信について

- ・本会議については、ケーブルテレビ事業者による録画放映（議会事務局にて撮影した映像を無償で提供）、及びインターネット（YouTube）による録画放映を行っている。
- ・委員会等（現況・一部の協議等の場を含む）については、インターネット（YouTube）による生中継及び録画放映を行っている。
※現在、本会議・委員会等ともに固定カメラ（ホームビデオ等）での映像を合成し、配信をしている。
- ・令和3年4月に完成予定の新庁舎の議場においては、一般質問において発言者にカメラが自動で向いて撮影できるようにする予定。

(3) 質疑・応答

1) 議会基本条例制定にあたり、作業部会を設置していましたが、その内容についてお知らせください。

→特に作業部会を設置していない。議会運営委員会が主に検討し、また場合によっては、議会広報広聴委員会にて検討を行った。

2) 議会改革の検討課題とそのスケジュール（行程表）がありましたらお知らせ下さい。

→スケジュールは特に作成していなかった。

3) 議長選出時、立候補者の演説会などを実施されてますでしょうか。

→非公開ではあるが、委員会室にて立候補者の演説会を実施している。

4) 「反問権」を認めています。設けた理由と具体的な例がありましたらお知らせ願います。

→「反問権」とは、議員の質問の主旨を当局側が確認するという事で使っている。「反論権」、「逆質問」ではない。
導入の経緯としては、一問一答制を導入して単発のやり取りがされるようになってから、当局側からすれば、事前通告した内容からさらに深堀されていくので、議員の質問内容を的確に把握できないと同じ答弁の繰返しになり時間がかかる可能性がある。当局側から議員の質問内容・主旨を確認して質疑を的確に行っていただくために「反問権」を認めた。ただし、「反問権」を認めてから、今まで正しく行われた回数は少ない。
議長、委員長の差配もあるが、気持ち的に部長レベルだと使えるが、課長レベル

だと使いにくいところもあるので、きちんと質疑が噛み合うように「反問権」を使っていけるようにしたいと考えている。
「反問権」を行使するときは、当局側から議長に許可をもらってから行う。

- 5) 議会基本条例検討委員会設置（平成23年7月1日）から1年少々で条例が制定されました。制定までスムーズだった理由をお知らせ願います。

→平成19年当選組の鳥海議長、相田委員長が新人だけで会派を組んで、議会が変わらなければならないという想いで議論を当時した。また先輩議員達も議会改革について特別委員会を設置して議会改革を議論してきた。そうした議論の積み重ねもあり、それを条例か何かで明文化しないと、やりたい時にやって、やりたくない時はやらない、となってはだめだということになった。「開かれた議会」にしたいという意識をほとんどの議員がもち、また、市民の期待に応えられる議会を作っていこうという合意もあって、それぞれの会派、議員が様々な手法を模索していた中で、先進議会の視察研修にて議会基本条例を学んだ。
そのような経緯もあり、議長選出時の立候補者の演説会において、「議会基本条例を制定したい」と演説した方が議長となり、議会基本条例検討委員会が立ち上がり、全会派の理解を得て、スムーズに制定までこぎつけた。

- 6) 議会報告会・意見交換会、中学校出前市議会にかかる経費、対応する人員（議員と事務局職員の作業割合）、実施のメリット及び課題を教えてください。

→市民に議会の流れ、状況、活動を知ってもらおうと同時に、市民の意見をくみ上げるために、議会報告会・意見交換会を議会基本条例に組み入れて、議案の審査の経過と結果を必ず報告会を開催して市民に報告をしている。
（現在は条例化されているので、開催が義務となっている。）
最初は、多くの市民（17地区全てで開催）に来ていただいて、沢山の意見を頂いた。それを持ち帰り、常任委員会で振り分けしたのちに行政当局に渡してその答弁をもらうという作業をしていた。
それから2～3年後に、それだと単純に議会が意見をもらってきて、行政当局に丸投げして、回答をもらって市民に返答するという機械的な作業だけになっていたため、議会の意思が反映されていないという想いもあり、現在はスタイルを変えて、各常任委員会にて（年度末の政策提言に結びつけるために）それぞれテーマをもって活動をしているので、それについて市民から意見をもらうディスカッション方式にしている。
課題は、年々参加人数が減ってきているので、若い年代も参加してもらえよう今年にはそれに特化して取り組んでいる。
→中学校出前市議会に関しては、選挙権が20歳から18歳に引き下げられるということもあったので、若い内に政治に触れてもらうという目的で、構想してから3か月間という短期間で実施にこぎつけた。教育員会との打ち合わせをしながら、シナリオや資料作成などを全て議員が中心で行った。
その後に中学生から感想文をいただいたが、議会の流れを理解していないと書けないような内容の感想文をたくさんいただき、議会のことをしっかりと勉強し理解していることにびっくりした。
この活動が寄与したかどうかは分からないが、山形県内の18～20歳の投票率で米沢市が1位になった。
中学校から中学校出前市議会について、かなり評価をいただいたので、今後続けていきたいと考えている。
→議会報告会・意見交換会、中学校出前市議会に関する資料類は全て議員が主導で作成し、事務局はサポートをするだけである。

- 7) 政務活動費について、それを公開するまでのスキームを教えてください。

→政務活動費を半期分づつ、その期の初めに頂き、年度末（年度が替わり4月20日頃）までに収支報告書と領収書を提出することになっている。
議会事務局で、政務活動費に当てはまるか否かについて厳しいチェックをしていただき、またアドバイスもしていただいている。そのこともあって、

領収書の公開までできるようになった。

議会基本条例制定のみならず、政務活動費の収支報告書の公開もされていることから、市民から「もっと政務活動費を上げてもいいのではないかな」などの意見ももらえるようになってきている。

平川市議会では政務活動費を設けていないそうだが、それを設けた場合、きちんと報告書も作成するので、議員がどのような活動をしているのか、その中身を市民に知ってもらうことにもなり、有意義だと考える。

→議員の政務活動費をバックデータに、政務活動費の金額を決めた経緯あり。

→政務活動費は、1円から領収書貼付となっている。

→政務活動費や報酬の検討と同時に、議員定数の検討も行った。人口が減ったから定数も減らすという考えもあるが、人口が減っても変わらない市の業務やチェックしなければならないこと、議論しなければならない場合の最適な人数など諸々考えて、米沢市議会として現在の議員定数維持を決定した。

周りの意見に流されず、議会で議論を積み重ねて決定をすることが大事。

- 8) 議会基本条例第24条第2項における検証方法について、どのように行っているのかお知らせ願います。

→議会広報聴取委員会の中で、活動が条例の主旨にあっているのかどうかの検討を常に行っている。

具体的に検証方法などは決まっていなかったが、毎年活動を検討して些細な条例改定などを行っている。例えば、「市から意見を聴取する」という条文があれば、それができているのか、できていないのであればなぜできていないのか、反省点などは何か、などの検証を行っている。

→今までに、市民などの第三者を募集して、検証をさせたことはない。

- 9) 議会基本条例第18条における議会図書室の充実のために予算措置等を含めた内容をお知らせください。

→議会予算として年額8万円を請求している。今まで予算を増額したことはない。各会派の図書委員よりどのような本を購入したいかを聞いた上で、予算内で本を購入して整備をしている。

- 10) 議会基本条例第20条で「議会事務局の充実強化」が規定されていますが、充実強化された具体的な内容がありましたらお知らせください。
また、米沢市議会事務局の人数を教えてください。また、その人数は適正であるか、適正でない場合はどのような手段でそれを補っているのかお知らせ願います。

→人員、体制は変わっていない（人は増えてはいない）。

議会基本条例とは、市民の方々に「議会が何をやる場所なのか」を宣言してそれに記載されている通り、「市民のための議会が機能するために、このような活動をしていきましょう」と議員も共有することが骨格にある。

さらに、過去の議会よりも政策提言していくように踏み込んだ活動を、すなわち、本来市民のためになる活動をしていくためには、議員自身が勉強しスキルを上げていくことは大事だが、「当局と戦うための議会事務局」が必要になるわけなので、「事務局機能も質を高めていかなければならない」、という主旨で、この条文が規定されている。

もっとも、予算や人員が増えてはいないので、ペーパーレス会議システムを導入することで事務局の作業は減らしたり、議会報告会などでは基本的に事務局の作業量を増やさないように、議員が（やりたいことなので）率先して実施をしている。

今後は、議長が人事権もっているので、例えば事務局長は当局に渡さないなどの人事に関する議会の意思を示し、また優秀な職員を集めたり、職員のスキルを上げるような研修や機会を作るなどを検討し、行っていきたいと考えている。

→議会基本条例制定前は、議会事務局の人事などにおいては、定年近い人が事務局長になったりしていたが、この条例にこの条文を明記してから、議会側より人選（トレード含む）ができるようになった。つまり、人事に関しては議会と当局が事前に相談が来るようになった。

また、議会基本条例制定前はいろいろな議案について当局で内容が固まってから、事後報告的に議会に提出されていたが、議会基本条例制定後は、提出が早くなった。例えば、事故などが起きたらすぐに報告が来るようになった。議会基本条例制定の効果としては、このことがとても大きい。当局の議会対応が丁寧になった。
従って、当局からあがってきた議案を議会もきちんと議論をして、当局に議会の意見を返さなければならなくなり、より活発な議会になったと考えている。

11) 3月定例会において、無会派の人の質問時間は？

→無会派ということで30分の質問時間が与えられている。

12) 議会広報広聴委員会における「情報発信部会」と「広聴部会」のそれぞれの役割と部会人数をお知らせください。

→情報発信部会：中学校出前市議会を担当

広聴部会：議会報告会を担当

※議会基本条例における活動を検証、監視をする部会もあったが、今はなくして全体会で対応をしている。

13) 「議会だより」における有料広告の募集について、掲載の方針を決めた理由をお知らせください。

→米沢市の財政状況が厳しかったので、それにいくらかでも議会が寄与できないかとの発想から記載したが、現状な応募がない状況です。

14) 予算委員会の際は市長が出席しているが、決算委員会の際は市長が出席していないが、何か問題はなかったのか。

→特に問題はない。

予算委員会は、これから実施する事業なので、首長の責任として、どのような想いでその事業を実施したいのかを説明してもらうために、市長の出席が必要と考える。

一般質問についても、それに答えてもらうために市長の出席が必要と考える。

決算委員会は、終了した年度の事業評価を問い、また適正な会計が行われたかを問うところなので、市長に出席してもらいたいとは思わない。それよりも実施した方々ともっと深い議論をしたいと考えている。

実は、決算委員会の取り組み方も変わってきており、米沢市議会の決算委員会は全議員出席では行わず、選ばれた9名の議員で行っている。9名の議員が役割分担をしながら、深堀をしていくことにしている（残りの議員は9名の議員と情報を共有している）。

あくまでも、決算委員会は、議会としての予算執行のチェック機能を強化して行くことに主眼があるので、市長出席の上、話を聞かなくてもよいと考えている。